

(3) 現在、職工(季節的職工)ノ常備工トシテ今後雇入レノ場
 合ハ職工ト相談スルコト
 (4) 仕事ノ割増ニ職工ヲ主トスルコト
 (5) 争議費用トシテ金一封(五百圓)ヲ争議団ニ支給スルコト
 (6) 争議中ノ見舞トシテ各工場主ヨリ各職工ニ金一圓定額ヲ支給
 スルコト
 (7) 警察事務ヲシ
 右及申(通)報候也

別記

八王子市神明町	六三〇	久保田工業株式会社	二
小門町	四三	尾花鉄之助	二
日吉町	六七	飯田義三	六
元本郷町	二七六	柳井金三	三
平岡町	六七	高取和吉	九
元本郷町	一九七	朝井金造	二
平岡町	四四	横田稻造	二
大横町	七七	毛利保	二
元横山町	三六〇	根津金元助	七
南新町	一三	土方松太郎	三
小宮町	三五三	松崎急	二
西中野	九七六	松崎清	二
	三四七	小森信	二
	二一〇	野尻金	六
	三九五	諏佐新	四
	八〇二	青山新	六
	九五八	河合孝次郎	八